

平成17年第1回臨時会  
斑鳩町議会会議録

平成17年2月2日  
午前9時30分 開会  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係 長 猪川恭弘

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
税務課長	植嶋滋継	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	西川肇	健康推進課長	清水孝悦
環境対策課長	清水建也	住民課長	西谷桂子

都市建設部長	北村光朗	建設課長	堤和雄
建設課参事	今西弘至	観光産業課長	田口好夫
都市整備課長	藤本宗司	都市整備課参事	西田哲也
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	阪野輝男
上下水道部長	池田善紀	上水道課長	水田美文
下水道課長	谷口裕司		

---

## 1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 議案第 1号 平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の廃止について
- 日程 4. 報告第 1号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 日程 5. 報告第 2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）

---

## 1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時30分 開会)

○議長（浅井正八君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、全員出席であります。よってこれより平成17年第1回斑鳩町議会臨時会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成17年第1回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本臨時会には、1月18日に開催されました合併協議会において協議された結果、平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会を、平成17年2月28日限りで廃止することについて確認されました。このことから、議案として、平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の廃止についてを付議させていただいております。また、議会の委任による町長専決処分の報告についての2議案についても付議をさせていただいております。それぞれの議案につきまして、いずれも温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） ただいまから議事に入ります。

本臨時会の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本臨時会の会議録署名議員には、10番、吉川議員、11番、三木議員を指名いたします。両議員には、よろしく願いいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を、本日1日と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

続きまして、日程3、議案第1号 平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町、河合町合併協議会の廃止について、日程4、報告第1号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)、日程5、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について)、以上3議案を一括上程いたします。

これより、臨時会に付議されました3議案について総括提案説明を求めます。小城町長。

○町長(小城利重君) それでは、本臨時会に付議いたしました議案につきまして、その概要をご説明させていただきます。

はじめに、議案第1号 平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の廃止についてであります。

平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会を平成17年2月28日限りで廃止することが、1月18日の第16回合併協議会において協議された結果、確認されたので、地方自治法第252条の6の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、報告第1号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)であります。

去る平成16年9月5日午前9時30分頃に、斑鳩町大字目安先の町道437号線において、道路の路肩の欠落により、走行中の車両に損傷を与えたことに対する道路の瑕疵についての示談が成立しましたので、その損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について)であります。

内容といたしましては、先の報告第1号 損害賠償の額の決定について専決処分させ

ていただいたことに伴います、損害賠償に係ります保険金の受入れと損害賠償金の支払いであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億2,851万3,000円とすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決またはご承認いただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） これより、議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程3、議案第1号 平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の廃止についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号については委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 議案第1号につきまして、私の方からご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第1号

平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・

王寺町・河合町合併協議会の廃止について

平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会を平成17年2月28日限りで廃止したいので、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めます。

平成17年2月2日 提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、次のページにあります合併協議会の廃止の理由書の朗読をもって説明とさせていただきます。

### 合併協議会を廃止する理由

平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会は、平成15年6月8日に設置され、これまでに16回の合併協議会と新市建設計画、新市の名称・事務所の位置検討小委員会をそれぞれ6回、合わせて28回の会議を行ってまいりました。

しかしながら、昨年12月5日に平群町、斑鳩町、王寺町の3町で7町の枠組みによる合併の是非に関する住民投票が行われ、平群町は賛成多数となりましたが、斑鳩町及び王寺町においては、反対多数という結果になりました。

住民投票の結果を踏まえて、王寺町では議会との調整を経て、合併協議会から離脱する方針を固め、同年12月20日に離脱の申入書を提出され、斑鳩町においても、議会の了承を得て、同年12月21日に脱退の申入書を提出いたしました。

それを受けて、1月18日に開催された第16回合併協議会において協議された結果、当合併協議会を解散（廃止）をすることが確認されましたので、地方自治法第252条の6の規定に基づいて、議会の議決を求めるものでございます。

なお、当臨時議会をこの時期に開催していただいた理由につきましては、3月末で合併協議会の解散についての事務手続をすべて終了するには、各町の議会の議決を経て廃止の協議書を締結し、廃止の告示を行いまして、2月28日で協議会を廃止して、このことを奈良県知事に届け出することを必要とし、そうした手続を必要とすることから、それらに要する日数等を考えまして、2月初旬での臨時会の開催をお願いしたことによるものでございます。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承いただきますようお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） 説明が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） ちょっと教えてほしいんですけども、今、部長の説明で、あらかじめそうかなという私なりに解釈はしたわけなんですけれども、2月1日付で、昨日ですか、私も事務連絡でいただいたわけなんですけれども、事務所へ行ってたお二人がこちらへ、もう斑鳩町の方へ帰っておられますね。そしたら2月1日でもいいんじゃないかなという、それか1月末でもいいんじゃないかという考え、私なりに持ってたわけなんですけれども、今、部長の説明で、各議会の議決をまた知事の方へ申請せないかん。

その作業というのは、どこで行われるのか。もし斑鳩町と同じように7町が全部帰られ、また県から来ておられた方が1名おられると前に説明受けているわけなんですけれども、その方も私は、確認はしておりませんが、県の方へ帰っておられると思うんです。後の作業については、どこが行うのか、そこらをちょっと説明願いたい。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 我々7町の中で、いわゆる会長、副会長の町村、河合・三郷町の職員につきましては3月末まで事務を行いまして、残りの5町の職員については、1月末でそれぞれそのもとの町村へ戻るということの中で、ただいま申し上げましたように、河合と三郷の職員によって残りの事務手続を終えるということになっております。それと、県の職員も3月末までいていただいて残りの事務手続をしていただくということとなっております。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 今の説明でわかりましたので、了解いたします。

○議長（浅井正八君） ほかがございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第1号 平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の廃止については、満場一致で可決されました。

続いて、日程4、報告第1号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程5、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）の2議案を、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により決定された町長専決処分の報告であります。よって会議規則第37条の規定により、2議案を一括議題とし、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって報告第1号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、報告第2号 議会の委任に

よる町長専決処分の報告について（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）の2議案について、一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 報告第1号及び報告第2号について説明いたします。

最初は、報告第1号についてでございます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第1号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成17年2月2日 提出

斑鳩町長 小城利重

本件は、町道437号線において、道路に瑕疵があり、昨年9月5日に通行中の車両に被害を与えたことについて、過日相手方と示談が成立し損害賠償の額を決定したことにより、町長専決処分を行ったものでございます。

当時の状況ですが、場所は、目安地内の大和川の堤防で、時刻は午前9時30分頃であり、被害者が対向車と行き違う際に、欠落していた道路肩に脱輪し、タイヤ及びタイヤホイールを損傷したものです。なお、道路肩の欠落の状況は、道路の外側線の外側で、長さ約50センチメートルにわたり舗装が剥離していました。

それでは、専決処分書を朗読いたします。

斑専第1号

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成17年1月7日

斑鳩町長 小城利重

専決処分の内容といたしましては、1つには、損害賠償の額として5万3,100円、



2つには、損害賠償の相手方として、奈良県橿原市久米町577-205、堂前睦己となっています。

なお、額の算定については、添付しています損害賠償額算定表のとおりです。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第2号について説明いたします。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第2号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成17年2月2日提出

斑鳩町長 小城利重

本件は、先の報告第1号で説明いたしましたとおり、損害賠償金が発生したことに伴いまして、歳入歳出それぞれにおいて、その所要額について増額補正を行ったものでございます。

それでは、専決処分書を朗読いたします。

斑専第2号

専決処分書

平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成17年1月7日

斑鳩町長 小城利重

専決処分の内容についてでございますが、お手元の補正予算書の中の予算に関する説明書の4ページをお願いします。

初めに歳入でございますが、第20款諸収入、第4項雑入、第4目雑入で、総合賠償補償保険金を受け入れるため、5万4,000円を増額補正しております。

次に、5ページ、歳出でございますが、第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費において、賠償金支出のため5万4,000円を増額補正しております。

それでは、1ページにお戻りください。予算書を朗読いたします。

平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）

平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ93億2,851万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成17年1月7日専決

斑鳩町長 小城利重

以上が報告第2号の説明でございます。報告第1号にあわせましてご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 何点かお聞かせ願いたいことがありますので、質問させていただきます。

破損箇所、タイヤ、アルミホイールとありますが、各何本か教えていただけますか。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 破損については、タイヤ1本、アルミホイール1本です。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 損害額26万5,600円とありますが、1本の単価を教えてくださいいただけますか。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、タイヤが1本が6,250円でございます。アルミホイールにつきましては、1本の単価ではございませんでして、4本合計で25万4,100円となっております。それと、タイヤの取り付け代が5,250円。合計で26万5,600円でございます。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 破損箇所がタイヤ1本、アルミホイール1本という説明いただきましたけど、損害の賠償については4本。なぜ4本の賠償になっているのか、教えてくださいいただけますか。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） タイヤについては破損の分1本と、それと取り替えの手数料部分になっておりますが、タイヤホイールにつきましては、装着されておりましたホイールが、かなり古い時期に購入されたものでありまして、現在販売は中止されております。それで、1本だけを別のホイールを取り替えるということになりますと、車のバランスの不都合が生じまして安全走行に支障を来すということで、4本分の賠償が認められたものでございます。

○議長（浅井正八君） 16番、中川議員。

○16番（中川靖広君） 古い型のアルミホイールで、製造はしてないから1本では取り替え出来ないと、それで4本分を賠償したという理解でよろしいですね。その確認は、もうメーカーにしてもらってますねんね。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 本件については、保険会社の方で交渉をしていただいております。その中ですべて確認をしていただいております。本来でしたらホイール1本分の補償となるんですが、そういったことで、ちょっと補足説明をいたしますと、もともとは、本件の場合でも、1本のホイールの補償しか出来ないという保険会社と相手方の交渉だったんですが、色々検討をしていく中で、やはり安全性を確認する中で、今回の場合は4本の補償が妥当であるという結論に達しております。そういったことで示談交渉が長引いて、今回の報告となったわけでございます。

○議長（浅井正八君） よろしいですか。7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 今の質問と答弁の中で私も疑問を感じとるんです。といいますのは、以前にもこのような同じような損害賠償を決定した経緯もあったと思うんですが、ちょっとその時の記憶が定かでないので申しわけないんですが、最後につけていただいている算定表、これでは町の瑕疵は2割だと、あくまでも町は2割しか瑕疵がなかった。その道路の維持管理について2割しかなかったというような表現の仕方であって、しかも損害額は26万5,600円。今、中川議員が疑問に持ったのと同じことで、なぜその損害額を26万5,600円というように決定したのか。これは、やはり今の部長の

答弁ではやっぱり納得いかないものがある。

考えてみたら、1本のタイヤと1つを破損した。損害というものについては、その部分に対してのどれだけの瑕疵があって、交渉するのはどれだけの町が責任を負うのか、そういうことをもっと明確にすべきであって、こういうような書き方でされてたら、今後これが全部の、4本とも替えていかなきゃいけないとかね、そういうことになってくると思うんです。

また、その状況が、損害を与えた状況が、もう古うなっているからそういうパターンのもはない。安全性についてはというたら、それはその車の欠陥なんですよ。あれは、確かにね。そのアルミホイールを入れてまともな車という考え方をするのはおかしいんです。だから、もともとの製造されたタイヤのホイールを入れる、それからタイヤもそういうパターンのもを買っていくということでもいいと思うから、こういう書き方ではちょっとやっぱり納得いかないと思うんです。

だから、それらについて、以前の同じようなアルミホイールの破損の時もこのような書き方をされてたのか、このような交渉で、長引いたからこういう具合にして応じたというのも、これもおかしいと思うんです。その保険屋さんおかしいと思うんです、その話はね。それらについて、もう一度しっかりとした考え方を示してもらわなければ納得いかないと思います。よろしくお願いします。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 当初、相手方との交渉の中で、過失の割合、それと損害の範囲をどこまでということでもずっと交渉していったわけでございます。当然、保険会社、これは町側になるんですが、もともとはホイール1本分を補償するという事で交渉しておりました。それで、相手方の方から、まず過失割合については、本人が外側線の外側ということで、自分の注意の部分もあるんだけど、草が生えておって見通しが悪かったという主張をされて、本当は3割を向こうは主張されたんですが、こちらとしては定期的に草刈りもやっておりましたし、それについては、当時別件で同じような事故があって、それと同じ過失割合の2割を主張して、これについては相手方も最終的に納得しております。

そして、アルミホイールの1本、4本の部分については、こちらとしてはずっと、保険会社の方は、これまでの例から、といいますか、これまでは破損した部分についてしか認めていなかったということで、1本の主張をしておったわけでございます。それで、

先ほど申し上げましたように、このホイールについては現在製造がされておらない。ですから、その分だけを違うホイールを入れるということについては、安全走行に支障を来すという主張がありまして、それですと議論をしておったわけでございます。最終的には、相手方の主張を認めて、安全上の問題から4本を補償の対象とすることについて問題がないという結論に達したわけでございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） ということは、例えば側溝なんかに脱輪した場合、それは運転手に8割の過失があつて、道路管理者としては2割しかない。それは、確定されたというんか、一般的な例として考えてよろしいんですね。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 一般的といいますか、今回の件については、ちょうど同時期にあった事故と同じような状況でございまして、こちらの過失が2割というふうに決定したわけでございますが、それ以外にまた別途事故があった場合に、その事故の時の状況であるとか、道路の瑕疵の状況によっては、過失の割合が変わることもあるかと思ひます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） いや、もう今回で意見はやめておきますけどね、こういう損害の交渉というのは、まずその事故が起きた場合のその当事者同士が過失が幾らずつあるんやということをまず保険屋さんは交渉するんだと思ひます。それで、道路管理者として、路側帯ですか、そこが舗装が破損してたということの瑕疵、責任としては2割ということと確定されたということでしょう。それが確定、交渉出来たら、2対8の割合で損害を与えたことに対するの支払いをすればいいだけのことで、今回は、アルミホイール4本を替えなくては行けないと。安全性のため、その車の安全性のためということで部長が説明されてますけどね、もしそれがバンパーの破損とかなった場合、その部分だけで済む場合あるでしょう。だから、なぜその4本分の損害額をここへ計上してくるんか、そういう基本的なことが私は理解出来ないということですので、今後やっぱり、これは専決処分ですから、私はどうのこうの言いません。ただ、今まで余りにもこういうことが多いので、もっと実直に色々考えながら、一般的に考えながら、交渉については、まず瑕疵度合いというんですか、それをつめていって、それからその金額をはじいていくのが、これが筋だと思うんです。何か、こういう考え方やったら、その1本を満額損害

として支払いするために損害額をそうして増やしたようにも見えます、はっきり言ってね。だから、その点はもっとわかりやすいように交渉してもらいたいし、そのことで長引いても、それはいたし方ないと思います。こういうことで安易に妥協してもらったらやはり困ると思いますので、その点を意見として言うておきます。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいま小野議員の方から色々ご指摘いただきまして、今後、万が一また同じような事故があった場合については、十分にただいまのご指摘の分については、そういったことを考慮しながら対応していきたいと思っております。

ただ、今回のこの件につきましては、先ほど小野議員が申されました順番として、まず過失の割合を決定して、その後損害の被害の対象をどこまでするのか、補償の対象をどこまでするのか、それが順序であろうということでございますが、今回につきましてはまず先に過失の割合は決定しておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） ほかがございせんか。10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 今日出されておる問題については、私はそれ相当の努力もしていただき、いいと思うんですけども、ただ、前にも委員会等で指摘してます道路の欠陥場所ですね、町民等からも指摘を受け、また事故等が多数発生しているところに対して、町としてどういう処置をされているのか。

それと、もう1点は、ここへ上がってきているのは、法に詳しいというんか、というような人は上げてきはるけれども、法に無知というんか、余り、これは私の責任やと感じて自分で処理しておられる方もたくさんおられると思うんですよ、事故あっても。そういうような件数がほかに把握しておられるところがあるんかどうか、お聞かせ願いたい。

ここについては、早速修理というんですか、補修もしていただいてよくなっておりますけれども、これを教訓にして、やはりもっと欠陥のない、また瑕疵のない道路にやはり私は努めていかななくてはならないと思うんですが、その対策についてお聞かせ願いたい。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず最初に、こういった町に対して損害賠償を求めた以外にどれぐらいの事故があるのかということですが、それについては把握しておりません。どこでどういう事故がというのをすべて、常時パトロールしておるわけでございま

せんので、それについてはちょっと、今後も把握は不可能かと思います。

次に、安全対策といいますか、そういったことについてと思いますが、まず現在は、都市建設部建設課の方で、道路の維持管理について定期的にパトロールを行っております。本来、毎日全路線というのがベストですが、人力的にも、時間的にも、それは今後も困難であろう。定期的にルートを決めて今後もパトロールは続けたいと、このように考えております。

それともう1点、郵便局の方で郵便配達をされるわけですが、その配達の途上で道路の瑕疵等を発見された場合については町の方に通報していただけるように、郵便局とそういう話し合いでもって連携してパトロール、パトロールというか、向こうの配達に合わせてそういったことについても協力していただいている、そのような状況でございます。

○議長（浅井正八君） 10番、吉川議員。

○10番（吉川勝義君） 私聞いているのは、仮に郵便局の局員さんがここは危険やと言われた時に、やっぱり早速対応してほしいと思うんです。先ほど、事故等のなには全部把握出来ないとおっしゃるけども、今、ちょっと事故あっても皆警察へ届けておられるわけですね。だから、警察へ聞いたらわかると思うんですよ。全然把握出来ないと、今、部長はおっしゃるけど、それは誠意がないからそういうことになる。調べる気持ちがあるんなら、警察へちゃんと聞いてくださいよ。警察へ問い合わせたら私はわかると思うんですよ。やっぱりそのぐらいの誠意はあって、ああ、あそこはやっぱり事故多い、危険やなど。これはお互いにでんがな。これは何も担当してもろうてるんやなしに、私らも気をつけないかんし、また通行してもうてる人も気をつけないかんけど、やっぱり何かの欠点があって事故というのは起こると思う。それは、失礼な発言になるかわからんけども、運転しておられる方に100%悪い点もあります。ちょっと気をつけてもらったら事故起こらん、こんなところで何で起こるねやなど。四差路になってあっても、よく見えるところで事故が起こっておるわけです。譲りおうてばと当たる場合もありますけれども、一旦停止引いてあっても一旦せんと行かはる人もある。色々それはありますけれども、やっぱり一番大事なのは、それを未然に防ぐ対策を私はぜひともとってもらいたいと思いますんで、それに対する決意というんか、考え方だけでもう一度聞かせてください。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 確かに事故というのはあつてはならないものでございますので、我々も道路管理者として当然十分に注意をしていく必要があると思います。

先ほど、郵便局の方にもお願いしているということを申し上げたわけですが、通報なりいただいた場合について、これは一般住民の方からも通報いただく場合もございますので、そういった場合には、当然現場に我々担当職員が駆けつけて、状況を把握し、職員の手で修復出来るものについては修復、あるいは専門業者に外注しなければならないものについては外注しながら、道路の維持管理に努めておるところでございます。

それと、先ほど件数について把握出来ない、今後も無理であるというふうに申し上げたのは、確かに警察の方に届け出がある。そういった分については、今後警察の方に情報収集をしながら、それは把握に努めたいと思います。そういったことによって、例えば道路の瑕疵そのものだけではなく、色んな道路の形態等によって事故の発生しやすい場所であるとか、そういったことのデータともなりますので、そういったことについては、今後警察の方に連絡をとりながら情報収集に努めたい。

ただ、ちょっとした簡単なもので、本人さんが警察にも届けずに自分でもう修理屋へ運んで実費でされてるようなケースもかなりあるかと思います。そういったところまでは我々は把握はしきれないと思いますので、その件についてはご理解をいただきたい、このように思います。

○議長（浅井正八君） ほかございますか。2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 私は、損害賠償とか、こういう関係について適切に処置をしていくということは当然であろうというふうに思うんですけども、先ほどからお聞きをされていて思うのは、やっぱり議会が委任している補償の関係というのは、言わば細微、細かい問題ですね。それを迅速に、やはり住民との争いというのは、長くかからずに出来るだけ速やかに処置をすることが望ましいというようなことから、議会の委任による手続ということを我々は提案をし、そして適用してきたということになっていると思うんです。

問題は、町が道路管理者であるということは間違いないですね。町が管理をしている町道についての町側の瑕疵によって損害をしなければならんと、補償しなければならんということについて私はどうも、それが多くなれば非常に残念なことだと思うんです。出来るだけこういう関係の、町の瑕疵によって事故が起きたと言われるような状態というのをどう少なくしていくかということが一番大事だと思うんです。そのことについて



ふれられていないわけですね。そして、他に依存して、郵便局、その他についても依存をしているというふうに言われるんですけども、それはより迅速に対応するためにご協力を願うということになってるんでしょうから、そうすると先ほどのお答えにありますように、住民からの通報、その他があつて即刻それは職員の手によって対応しているというふうに言われるんですけども、とすればそういう件数はどのくらいあるのかなということについても把握されてなきゃならんと思うんですが、警察云々ということの以前の問題としてね。住民から通報を受けた、あるいはここがどうなっているという関係。いわゆる町の瑕疵による損傷というようなことについて通報があるとすれば、その通報はどの程度あつたかというふうにも私は疑問に思うんです。先ほど件数はすべておいでになりません。そういうことの把握をしているようにも余り聞こえないということから見て、一体こういう面について町が管理をしているという責任の上においてそれをどう少なくしていくか、あるいはそういうことをなくしていくかということについてどういう努力をされているかということを知りたいと思うんです。それが一番大事だと思うんです。起きてしまったことについては、補償、その他の関係を速やかにするというのは結構だと思うんです。そういう面が非常になくなっているんじゃないかな。

特に、私どもがこの項目を適用している、今日まで取り扱っている面で見ると、いわゆる自動車の故障の関係とか、傷んだとかいう関係の補償であるとか、そしてこの道路のいわゆる瑕疵の問題ですね、こういうことになってくると、こういう事象が起きるということは、道路の管理の適正をやっぱり欠いているというふうに言われても仕方がないと思うんですよ。だから、そういう面についてどう対応していくかということについてももう少し責任を痛感してもらわないといかんと思う。先ほどから部長言われてますけども、補償の手續の問題、その他の関係を言っておいでになるけど、いわゆる道路の管理者としての責任をどう痛感しているのかということについては一言もないわけですね。だから、そここのところに疑問を感じる。むしろ一言の、これはこういうことが起きる、たびたびこういう形になってね、額がわずかであつたにしても、町の管理瑕疵と言われる状態で事故が起きているということについては誠に申しわけないなら申しわけないという関係を一言ぐらいあつてもいいと思うんです。ところがそういうことも全然ないというままで、ただ賠償したら事が済むんだというふうな感覚がやっぱり問題だというふうに思うんです。

ですから、例えばパトロールの関係にありましても、こういう問題があるとするなら、こういう関係についてそれじゃ集中的にパトロールをすとかいう関係、漫然とパトロール、パトロールということで歩いていったらいいんだということではないと思うんです。

だから、そういう面について、先ほど質問者が言われてますように、やっぱり起きたものは仕方ないにしても、今後どうそれを未然に防いでいくかどうかということについてももう少し責任を持って対応してもらいたいということを特に私はお願いしておきたいと思うんです。このことについて、お答えがあるんでしたらお答えをいただきたいと思っています。

○議長（浅井正八君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 確かにおっしゃるとおりでございます。我々としては道路管理者の立場から、絶えず職員等に、またそういう関係等について、起こらない環境をしていくと。特に、富雄川の関係のところで起こった事件、あるいはまた目安線の堤防線の関係等、特に路肩関係が一番草の関係等であるわけですが、その辺のこの、車に乗られる方は、早くやっぱり近道を通ってということもございますから、そういうことも、以前の富雄川の関係等についても、自転車道路をつくられた。その関係で舗装がうまく出来ておらなかった。そういうことについては、県と十分やっぱり協議をするというのか、町から申し出て早くしていかなかったら、富雄川を見たかて、脱輪したら必ずタイヤが傷むということも我々申し上げとったわけですが、そういう点については、今後やっぱり、平成17年度に向かう中で、そういう点については、今後、道路の堤防の関係等、草の脱輪するような環境のところは早く整備をする、あるいはまたそういう点については、何かを起こらない環境にしていくということが一番大事であろうと思います。今後、やっぱりそういうことについては、我々としては出来るだけそういう点について職員共々力を合わせながら、そういうことの起こらない環境にしていきたい。そういうことについて、出来るだけ、住民から、あるいはこういう方々から申し出のないような環境にしていきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ちょっと1点補足させていただきます。

確かに私ども担当が定期的にルートを決めてパトロールをしておるわけでございます。また、それ以外に、郵便局、あるいは住民の方々の通報をいただきながら道路の維持補

修に努めておるわけですが、先ほど松田議員がおっしゃられた中で、その管理の仕方に問題がないのかということをごさいますして、現在、郵便局、あるいは住民の方々の通報がいつの時点でどれくらいあったかという分については確認しておりませんが、年間かなりの、計画的な補修以外に突発的な補修がかなりの件数ございます。それは道路パトロール中に見つけたものと、通報によって発覚したもの等の補修でございますが、今後そういったことを、例えば通報でいただいたものについても、件数等、あるいは場所等について整理・確認をしながら、我々町がパトロールしておるその仕方について問題がないのか、もっといいパトロールの仕方がないのか、そういうことに資するためのデータづくりとして、今後、そういった件数、あるいは場所等についても整理をしながら、今後のパトロールに努めたいと考えますので、よろしくご理解いただきたい、このように思います。

○議長（浅井正八君） ほかございますか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。報告第1号については、報告どおり了承することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって報告第1号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）は、満場一致で了承いたしました。

続いてお諮りいたします。報告第2号については、報告どおり了承することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）は、満場一致で了承いたしました。

先ほど、議案第1号にかかわる合併協議会の職員の河合町、三郷町から職員対応について、日付のところで誤りがありましたので、理事者から訂正の答弁を求められておりますので、これを許可したいと思います。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほど吉川議員さんの方から質問ありました職員の関係でございますけれども、残務整理の関係でございますけれども、解散の日をもちまして、いわゆる2月末日をもちましてすべての職員はもとのところへ戻るということとなります。そ

の以後の関係につきましては、協議会の規約に基づきまして、会長である者が処理をするということになっておりまして、すなわち会長であります河合町の職員の方で後決算の調整等清算、そういった事務をしていただくということになっておりますので、ご訂正よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成17年第1回町議会臨時会の閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、早朝よりご参集を賜りありがとうございました。このたびの臨時会には、平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会の廃止についてをはじめ3議案を提出いたしましたところ、議員皆様には慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても温かいご配慮により原案どおりご承認賜りましたことに対して深く感謝を申し上げますと共に、厚くお礼を申し上げます。

平成16年度も残り2カ月足らずとなってまいりましたが、諸事業、諸施策の展開に当たっては、精一杯努力してまいり所存でありますので、議員皆様方には今後ともより一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（浅井正八君） これをもちまして、平成17年第1回斑鳩町議会臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午前10時25分 閉会）